

広島県告示第七百三十五号

平成二十二年広島県告示第六百八十五号で命じた次の区域に係る腐蛆病そのまん延を防止するためのみつばち、巣箱、巣ひその他の腐蛆病その病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入禁止措置は、平成二十二年八月二十六日に解除した。

平成二十二年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

福山市新市町のうち大字常、大字藤尾、大字金丸

府中市のうち鵜飼町、荒谷町、本山町、出口町、木野山町